

令和7年度 兵庫県立視覚特別支援学校高等部生徒募集要項

1 募集定員

本 科(普通科・保健理療科) 16名

専攻科(理療科・保健理療科) 16名

※ただし各科定員は「あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師に係る学校養成施設認定規則」による。

2 教育目標

- (1) 一人一人の特性に応じた効果的な教育を行い、「独立、自主、創造」の精神を全うさせる。
- (2) 幼児児童生徒一人一人が、充実した学校生活を送ることで、いきいきと生きる力を伸ばし、社会の一員として主体的に生活を営む力を育成する。

3 教育課程上の特色

本 科 普通科

中学部・中学校の教育の成果をもとに、高等学校普通科の教育に準ずる教育を行う。学力の向上を図ると共に社会人として自立するための知識・技能・態度を養う。障害を併せ有する生徒については、個々の障害に応じた社会的自立に向けた指導を行う。

本 科 保健理療科

普通科の学習とあわせて、あん摩マッサージ指圧等に関する知識・技能を習得し、将来これらの職業に従事するための資質を養う。

専攻科 理療科

はり・きゅう・あん摩マッサージ指圧等に関する東洋医学の専門的な知識・技能を習得し、将来これらの職業に従事するための資質を養う。

専攻科 保健理療科

あん摩マッサージ指圧等に関する東洋医学の専門的な知識・技能を習得し、将来これらの職業に従事するための資質を養う。

4 修業年限

本 科・専攻科ともに3年

5 出願資格

本 科(次の各号のすべてに該当する者)

- (1) 両眼の矯正視力がおおむね0.3未満の者、または視力以外の視機能障害が高度な者のうち、拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度の者及び教育上特別な配慮を要する者。
- (2) 令和7年3月末日までに特別支援学校中学部若しくは中学校を卒業する見込みの者又は卒業した者、もしくは文部科学大臣の定めるところにより、これと同等以上の学力があると認められた者。
- (3) 兵庫県に住所を有する者、ただし、特別の事情がある場合は、この限りでない。

専攻科（次の各号のすべてに該当する者）

- (1) 両眼の矯正視力がおおむね0.3未満の者、または視力以外の視機能障害が高度な者のうち、拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度の者及び教育上特別な配慮を要する者。
- (2) 特別支援学校の高等部本科又は高等学校を卒業した者若しくは令和7年3月末日までに卒業見込みの者又は文部科学大臣の定めるところにより、これと同等以上の学力があると認められた者。
- (3) 兵庫県に住所を有する者、ただし、特別の事情がある場合は、この限りでない。

6 出願期間及び志願変更

出願は1校1学科に限る。兵庫県立特別支援学校の他の学校又は学科の間の併願はできない。

- (当初) 令和7年 1月21日(火)～ 1月27日(月)
- 志願変更 令和7年 1月28日(火)～ 1月31日(金)
- 土日を除く9:00～16:30 最終日は12:00まで

7 提出書類

次に掲げる書類をとりまとめ出願期間内に本校事務室に提出する。
不明な場合等は、本校に問い合わせること。

- (1) 入学願書(様式第1-1号又は様式第1-2号)
- (2) 受検票(様式第6号)
- (3) 入学願副申書(様式第2-1号又は様式第2-2号)
 - ※出身学校長が作成する。
 - ※副申書の提出が困難な場合は、出身学校の卒業証明書及び身体障害者手帳の写に替えることができる。
- (4) 調査書(様式第4号)
- (5) 住民票記載事項証明書(様式第5号)
 - ※令和7年3月卒業見込みの者は必要としない。
 - ※各市町で発行された様式でもよい。ただしマイナンバーの記載不可。
- (6) 健康診断書(様式第14-1号又は様式第14-2号)
 - ※令和7年3月卒業見込みの者は必要としない。
 - ※ただし、専攻科理療科を志願する者は、全員様式第14-2号を提出すること。
- (7) 入学志願承認書(様式第12号) ※以下の①、②に該当する者
 - ① 現在県外に居住している者で、入学時までに兵庫県内に住所を定める見込みの者
 - ② 居住する都道府県に志願する学科が設置されず、県外から入学を希望する者

※入学志望承認書に係る事務手続き

取り扱い窓口	手続き期間・時間
本校事務室	当初 1月6日(月)～1月20日(月) 土日祝日を除く 再募集 1月6日(月)～3月5日(水) 土日祝日を除く ※時間はともに9:00～16:30 最終日は9:00～12:00

②に該当する者

県教育委員会事務局 特別支援教育課に問い合わせる	「入学志願依頼状」を志願者の住所の存する都道府県教育委員会（政令指定都市にあっては当該市教育委員会）を経由して兵庫県教育委員会に提出する。
-----------------------------	---

(8) 視覚障害診断書（様式第13号）

※眼科を設置する公的医療機関及び大学病院で発行されたものに限る。

8 学力検査日

（当初）令和7年 2月25日（火）8：15（受付開始）～

9 検査場所

兵庫県立視覚特別支援学校（山陽電鉄「滝の茶屋」駅から北西約500m）

10 検査内容等

(1) 本科

ア 普通科

検査Ⅰ（作文 40分）

検査Ⅱ（国・社・数・理・英 60分）

面接

イ 保健医療科

検査Ⅰ（作文 40分）

検査Ⅱ（国・社・数・理・英 60分）

面接・適性検査

(2) 専攻科

ア 理療科

検査Ⅰ（作文 50分）

面接

検査Ⅱ（国・社・数・理 60分）

適性検査

イ 保健医療科

検査Ⅰ（作文 50分）

面接

検査Ⅱ（国・社・数・理 60分）

適性検査

(3) 本科普通科B・Cコースの学力検査等

Bコース

適性検査（50分）

面接

Cコース

面接（10分）

適性検査Ⅰ（15分）

適性検査Ⅱ（15分）

適性検査Ⅲ（15分）

※学力検査については事前に点字、墨字のいずれで受検するか届け出る。

※専攻科の学力検査の内容は、高等学校卒業程度の一般教養とする。

11 持ち物

受検票・筆記用具・上靴等

12 合格者発表

(当初) 令和7年3月5日(水) 10:00~10:30

※ 本校玄関に掲示する。

13 再募集について

欠員がある場合のみ実施する。

出願期間 令和7年 3月6日(木) ~ 3月10日(月) 土日を除く
9:00~16:30 最終日は12:00まで

学力検査日 令和7年 3月12日(水) 8:40(受付開始)~

合格者発表 令和7年 3月14日(金) 10:00 ~ 10:30

14 感染症の罹患やその他やむを得ない理由による再募集に関する追検査について

感染症の罹患やその他やむを得ない理由により再募集に関する学力検査等を受検できなかった者は、追検査を受検することができる。追検査の実施期日は、3月18日(火)とする。実施内容等の詳細は、別途定める。追検査は、兵庫県立視覚特別支援学校において実施し、書類審査を実施する。

15 学力検査の成績の簡易開示について

(1) 開示する個人情報

入学者選考での学力検査の受検者本人の各教科別得点

(2) 開示請求の期間・受付時間

(当初) 令和7年3月 6日(木) 9:00~4月 7日(月) 16:30

(再募集) 令和7年3月17日(月) 9:00~4月14日(月) 16:30

(ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日は除く。)

(3) 開示請求場所

兵庫県立視覚特別支援学校

(4) 本人であることの確認

① 受検票

及び

② 生徒証明書又は健康保険証など、本人であることを確認できる書類

<問い合わせ>

兵庫県立視覚特別支援学校

〒655-0884 神戸市垂水区城が山4丁目2番1号

Tel (078) 751-3291 Fax (078) 751-3254